

知っています。いろいろな形が生き物のように見えるときが面白いと、本人は言っていました。

石はわたしたちの身近にあり、かたくて動かない。でも形をよく見ると、それぞれ個性があり、どう言葉もありますから、

これまで大きいと、石といわないで、岩というのでしようね。でも岩石という言葉もありますから、

オーストラリアの巨大岩「ウルル」(英語名エアーズロック)があります。砂漠の中に、巨大な石が

「ウルル」で知られる最近ではアボリジニに名称「ウルル」を使

NIE 教育に新聞を

みんなで

憲法



北星学園大 岩本先生と考える

憲法第14条① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

(みんなで駅ビルの映画館に行く途中で)
ケン: バスケットで捻挫したから、エレベーターで上がるわ。ラッキー。
クニ: よかったね。でも、うちのおばあちゃんの近くの駅にはないから、出かけるのがつらいつて。
キミ: 電車に乗って自由に出かけられないのはかわいそう。差別じゃないの。
ノリ: 差別とは、ちょっと違うよ。悪気はないし。お金だつてかかるだろう。
ケン: 僕は「差別されている」って気持ちもわかるな。エレベーターなければ、みんなと映画行けなかったから。

平等って何だろう？

インターネットがどんなに発達しても、私たちの日常の生活には、その場に直接出て行かなければならないことがたくさんあります。その中には、勉強や仕事のほか、選挙や裁判など憲法が保障する権利にかかわることもあります。しかし、クニちゃんのおばあちゃんのように、障がいがあるために、歩いたり、電車に乗ったりすることが難しいと、社会的な活動への参加ができなくなる人たちがいます。

たどれば、ある人が事ある側が根拠もなく、「あ

社会の平等な一員である権利

「法の下に平等」の根本決めつけているからではない、すべての人を社会にかつた会社にも、エレベーターを造らなかつた鉄道会社にも、そのような偏見がないのだとすれば、あくまでも経営上の問題ということになるでしょう。

しかし、駅の階段を苦もなく上がっていく多くの人の横で、自分たちは通ることができず、困った顔をしている人たちの気持ちを想像してみてください。その階段は、自然にできたものではなく、人が造つたものなのです。階段を上れない人が「自分は仲間はずれにされている」と感じるのも、もっともなこと。キミちゃんやケン君が言うように、社会から排除されるということも、差別と言える場合もあるのではないのでしょうか。

みなさんの感想や意見を募集します。学生生活での悩みや疑問も一緒に考えてみましょう。投稿は北海道報道部「みんなと憲法」係(Eメール houdou@mainich.jp)へ。

憲法14条に規定する i:co.jp)。



岩本一郎(いわもと・いちろう) 1965年北見市生まれ。北海道大卒。2005年から北星学園大経済学部教授。憲法学が専門。法哲学・政治学のゼミなどで学生とともに考え、対話する授業に取り組み。著書に「絵で見てわかる人権」。

つもですが、つい見られてしまします。雲はふたん空の上で、遠くにある。飛行機で空に上がって近

ぬ姿があらわれます。あきもせずに雲を見ているから、家内に笑われます。子どもと同じネ。

NIE

教育に新聞を

水滴なら、雨になって落ちますからね。わたしは化学にはくわしくありません。でも水

白いとびです。水を化学式で書くこと「H₂O」になります。こうして名前を表すよ

してできた結果を「の結晶」「愛の結晶」と例えて言うこと

みんな

憲法



北星学園大 岩本先生と考える

クニ：ノリのお姉ちゃん、結婚するんだって。きれいだもんね。
 ノリ：でも、家事、全然やんないから、すぐ追い出されるわ。
 キミ：なんで、女の人が家事なの。だから、私、結婚したくないの。
 ケン：それじゃあ、ますます子どもが少なくなるし、年とったらどうする？
 クニ：ご心配なく。私、年とったらキミちゃんと一緒に暮らすから。

結婚、家族って何だろう？

結婚するかしないか、誰かという結婚するかは個人の自由です。最高裁は、女性の再婚禁止期間に関する民法の規定を一部違憲とする判決の中で、結婚の自由は憲法24条1項の趣旨に照らして十分に尊重に値すると述べています。だから、キミちゃん

戦後、日本が急速な経済成長を遂げていた時代に、夫婦と未婚の子どもが一緒に暮らす家族の形が「標準」でした。ノリ君が言うように、「男は外で仕事、女は家で家事」という役割分担が当たり前に感じられた時代でもありました。税金や年金の仕組みも、このような家族の形に合わせて作られました。

しかし、私たちの結婚

互いに配慮を約束し合う

24条① 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

についての意識も少しくありません。同性のパートナーと変わっていきます。マシッパの制度(札幌市)た、子どもを作らない夫婦や結婚せずに1人暮らしを続ける人など、家族的形も多様化していきま

離婚や再婚も増えていくと、法的に配慮し合うことが求められます。老後だけだけでなく、家族の「標準」から外れてしまった人には、不公平に感じられることも出てきます。

夫婦別姓の主張もその例です。

そもそも、結婚という形からはみ出してしまう人たちもいます。憲法は規定から明らかなように、同性同士の「結婚」を想定していません。そのため、同性同士のパートナーには、相続など結婚に与えられる法律上のメリットが与えられません。

社会的にも、家を借りて一緒に住むといった生活の基本にかかわることで、結婚した夫婦のようにスムーズに話は進み



岩本一郎(いわもと いちろう) 1965年北見市生まれ。北海道大卒。2005年から北星学園大経済学部教授。憲法学が専門。法哲学・政治学のセミナーなどで学生とともに考え、対話する授業に取り組み。著書に「絵で見てわかる人権」。

それを6年続けました。わかいは散歩が好きで、歩くのは得意でした。今は年を取ったから、歩

ムシというきれいな虫が付いていて、春になるとそれをつかまえました。今はもう見かけません。

NIE

教育に新聞を

路を利用するみたいで、シカはしょっちゅう見かけますが、道路をあま

けることをあまり急いではいけませんよ、そういう意味にも取れますね。

る役人だった。同じあった父の司馬談が事を引きつぎ、その歴史をまとめた130巻を完成させた

みんなので

憲法



北星学園大 岩本先生と考える

☆プロ野球の試合をみんなで見に行った時のこと☆

ケン：ノリ、国歌斉唱だぞ。ほら、弁当食べてないで立とうぜ。

ノリ：オレ、いいわ。

キミ：そうね、嫌なら、無理に立つことないんじゃない。

クニ：そういえば、アメリカのアメフト選手が国歌斉唱のとき、膝をついて抗議したっていう話があったね。

ノリ：そんなんじゃないんだけど……。

生き方を支える信念を守る

憲法19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

る場合がそうです。

ケン君はノリ君に国歌斉唱で立つよう促しましたが、友だち同士でなら、キミちゃんが言うように「嫌ならいいじゃない」で済みます。しかし、みんなが通っている公立学校の入学式や卒業式では、そうはいかないかもしれせん。文部科学省の学習指導要領で、学校の儀式行事で国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう定められていてからです。

それでも、国歌斉唱で自分は立てないというノリ君の気持ちが信念と深いところで結びついているのであれば、ノリ君には自分の信念を守るために立たない自由がありま

す。それを曲げると自分が自分でなくなるからです。また、学校はそもそも、生徒の内心に激しい葛藤を生むような状況に追い詰めることのないよう配慮すべきです。

ノリ君が起立したくなかった理由は分かりませ

ん。クニちゃんが覚えていたアメリカンフットボール選手の話は、人種差別に対する抗議の意を表す行動で、むしろ表現の自由にかかわる問題でした。ノリ君には、かつて軍国主義の象徴だった国旗や国歌を拒むような信念があったのかもしれない。ただ、自分の信念にかかわることは人に言わなくてもよい自由、つまり「沈黙の自由」も、思想・良心の自由が保障する権利の一つです。

もちろんケン君のように、すべての国の国旗や国歌に敬意を払うべきだと考える人もいます。ノリ君の信念と同じく、保護されるべき信念です。思想・良心の自由の下、個人の信念を互いに尊重し合う寛容な社会をつ

つていくことが大切です。

みなさんの感想や意見を募集します。学生生活での悩みや疑問も一緒に考えてみましょう。投稿は北海道報道部「みんなの憲法」係（Eメールは houdouou@mainichi.co.jp）へ。

思想・良心の自由って何？

思想・良心の自由は、公共の福祉による制約を受けない絶対的な自由です。思想が内心にとどまるかぎり、他人の権利と衝突することはないからです。思想は、個人の生き方を支える核となる信念です。どう生きるべきにかかわる信念は人それぞれであり、他人とは違った自分を生み出す源です。だからこそ、思想・良心の自由は強く保護される必要があるのです。

る行動を命じることが、その人の生き方の価値を否定すること等しい場合があります。命じられた人の内心には強い葛藤が生まれ、やむなく従った場合には悔いや自責の念が残ります。個人の生き方を等しく尊重しその信念を守るためには、状況によっては、信念に反する行動を拒否できる自由も、思想・良心の自由の一つとして認めるべきでしょう。たとえば、絶対的な平和主義の考え方を持つ人が兵役を拒否す



岩本一郎（いわもと・いちろう）
1965年北見市生まれ。北海道大卒。2005年から北星学園大経済学部教授。憲法学が専門。法哲学・政治学のセミナーなどで学生とともに考え、対話する授業に取り組む。著書に「絵で見てわかる人権」。

みなな話を「教育」よく取りよ、すよね、教育に先（衆院約に「に、3すべて、園・保化しま所得のたちに償化をいであ、日本はそれをするものが強く、る教育中でも、実態で入によられる数といつ、い話た、教育にら子とまといつ、す。だか

